

学資ローンセットプラン

令和3年4月1日現在

商 品 名	学資ローンセットプラン（株ジャックス保証付）	
ご 利 用 方 い っ た い だ け る	(1) 学資サポートローン 証 貸：満20歳以上(完済時年齢75歳以下) 学資カードローン カード：満20歳以上(完済時年齢70歳以下) (2) 安定・継続した収入がある方 (3) 過去に不渡りや延滞等の事故がなく、(株)ジャックスの保証が受けられる方 (4) 営業エリア内に居住または勤務している方 (5) 反社会的勢力に該当しない方。	
お 使 い み ち	学資サポートローン（証書貸付）	学資カードローン
	(1) 入学・在学に必要な一切の資金（入学金・授業料・家賃・その他生活費等） (2) 支払済み教育資金（直近3ヵ月以内の現金での支払い分） (3) 教育ローン借換資金（自・他問わず上記資金との合算も可）	教育関連資金全般 学費や在学中の生活費等、卒業までに必要な費用
ご 融 資 金 額	10万円以上1000万円以内（1万円単位） 借換資金は残存一括償還金額を上限とします。	10万円以上1000万円以内（10万円単位） （リリーフローンは1万円単位）
ご 利 用 期 間	6ヵ月以上17年以内（元金据置期間含む） ＊元金据置は入学前の7ヶ月前から卒業後3ヶ月以内まで ＊上位校進学（留年・留学含）により卒業予定年月が延長の場合は、最長7年間を上限として元金据置期間の延長が可	貸越期間は、入学前7ヶ月から卒業後3ヶ月まで利用可能とし、最長で通算7年間 契約期間終了後、学資リリーフローン（証書貸付）へ切替しての返済が可能 6ヵ月以上10年以内、完時75歳以下とします
ご 融 資 利 率	固定金利 学資サポートローン ・7年以下：年2.50% 証書貸付 ・7年超：年3.00% 証書貸付	固定金利 学資カード・学資リリーフローン ・年5.50% リリーフローンは10万円以上1000万円以内
	金利には保証料が含まれます。	
ご 融 資 方 法	顧客口座に振込み（学校、業者への振込も可）	専用カードによるATM等からの出金
ご 返 済 方 法	(1) 毎月元利均等返済 (2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用 (但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内)	(1) 在学期間（カードローン利用期間）は毎月10日の利払いのみです またATMで任意による返済も可 (2) 毎月元利均等返済 ボーナス返済の併用可能（融資金50%以内）
対 象 学 校	幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院	高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院のみ
保 証 人 ・ 担 保	(株)ジャックスが保証しますので必要ありません。 ※但し、保証会社要請の場合徴求することがあります。	(株)ジャックスが保証しますので必要ありません。

次ページへ続きます

融-4

保証会社 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)ジャックス ・保証料は金利に含まれます。 	
申込時の 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本人確認資料 (運転免許証または健康保険証の写しなど) (2) 所得を証明する書類 (申込金額 300 万円未満は不要) ・ 給与所得者は、源泉徴収票等の写し ・ 自営業者は、納税証明書(1・2)または確定申告書(受付印のあるもの)の写し (3) 入学、在学を証明する資料合格通知書・在学証明書等または学生証 (4) 資金使途確認資料(納付書等) (5) 既存教育ローン借換えの場合は、償還表写しまたは残高証明書写し、および返済遅延がないことを確認出来る書類(直近6ヶ月間分) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本人確認資料 (運転免許証または健康保険証の写しなど) (2) 所得を証明する書類 (申込金額 300 万円未満は不要) ・ 給与所得者は、源泉徴収票等の写し ・ 自営業者は、納税証明書(1・2)または確定申告書(受付印のあるもの)の写し (3) 入学、在学を証明する資料合格通知書・在学証明書等または学生証 (4) 学資リリーフローンの場合、資金使途確認資料は不要
手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務取扱い手数料は無料です。 ・ 繰上償還時には手数料 5,500円(税込)がかかります。 ・ 条件変更時には手数料 5,500円(税込)がかかります。 	
苦情処理措置 紛争解決措置	<p><苦情処理措置> 本商品の苦情等は、営業日に、お取引のある店舗又は当金庫お客様相談窓口(9時~17時、電話:0765-24-1916)までお申し出ください。</p> <p><紛争解決措置> 富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業時間(9時~17時)に、当金庫お客様相談窓口又は全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 現在のご融資利率やご返済額の試算等については当金庫の本支店までお問い合わせください。 	